

看護学教育評価

評価報告書

受審校名 天使大学看護栄養学部看護学科

(評価実施年度) 2024年度

(作成日) 2025年 3月 14日

一般財団法人 日本看護学教育評価機構

I. 総合判定の結果

(適合 不適合 保留)

認定期間：2025年4月1日～2032年3月31日

II. 総評

天使大学看護栄養学部看護学科は、大学教育の理念である「愛をとおして真理へ」とそれに基づく「自分自身を見つめる内省性」「キリスト教の価値観に基づく研究と学習」「世界の人々と共に歩もうとする人間愛」の三本柱を踏まえて、看護栄養学部および看護学科の教育目的および7項目の教育目標を設定している。

教育課程において、教育の理念、教育目的、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーが一貫性を持って編成されており、看護学およびそれに関連する科目が、体系的に学べる編成となっている。また、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに呼応する教育内容の整備、社会の変化に応じた教育内容の改善、実践、成績評価に至る一連の流れを教員および学生が理解し活用できる仕組みが整備されている。

教育方法について、学生の主体性を促進する種々の工夫が確認された。「人間形成とキャリアデザインⅠ～Ⅳ」の科目が各学年に配置され、ポートフォリオを作成し、ディプロマ・ポリシーの達成状況を自己省察している。さらにポートフォリオを用いて学生支援教員と個別面接をすることを通して、ディプロマ・ポリシーの理解を深め、学生自身が継続的に自己の成長や変化に気づくことができるよう支援する体制を整えている。このような取組みは教育理念の一つである「自分自身を見つめる内省性」を育むことであり、教育理念と教育実践が一貫している優れた取組みとして評価できる。

また、臨地実習においても、4～6名の実習生に対し、1名の教員または採用基準に適合した実習指導教員を常時配置し、実習場での教育に丁寧に対応できる体制を整えている。日曜日でも学修の場として図書館を開館し、また看護技術の自主練習を土日祝日にもできるよう5つの看護実習室を開放しており、学修環境を整え学生の主体的学習を支援する点で高く評価できる。

教員組織としては、「助教の会」が組織され、若手教員のピアサポートが有機的に働いていること、また、就業規程での進学保証等の研究への支援体制があることから、教員の教育および研究能力の向上の支援体制が整備されている。

2021年度にアセスメント・ポリシーを制定し、機関・教育課程・科目の各レベルでディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーに基づいた学習成果の評価および改善に努めている。またアセスメント・ポリシーをふまえて収集したデータおよびその分析により、教学マネジメント委員会とIR室が連携し、教育の質の改善につながる活動がされており、PDCAを機能させる体系を整備している。2020年度に改訂したカリキュラムの評価はこれから取り組む課題として「自己点検・評価報告書」に示され、実施計画を立案しているところである。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づき、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜によって実施され、選抜方法は、学力試験、小論文試験、個人面

接試験である。入学後に教職員および入学生を対象にアンケート調査を実施し、入学試験の改善に向けた取組みがなされている。

今後は、特色ある取組みを継続および伸長・進展するとともに、アセスメント・ポリシーに基づいたカリキュラム評価を着実に実行されることを期待する。

III. 概評

評価基準1 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み

1-1. 看護学学士課程の教育理念・教育目標

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

天使大学は、「愛をとおして真理へ」を建学の精神とし、さらに「自分自身を見つめる内省性」「キリスト教の価値観に基づく研究と学習」「世界の人々と共に歩もうとする人間愛」を三本柱として明記している（資料17）。看護学科の教育目的は、「キリスト教的人間観に基づいて、人々の健康生活の保持・増進、健康の回復あるいは平和な死への援助を、自律して実践できる人間性豊かな専門職者を育成する」ことである。さらに、この教育目的を7つの教育目標に具現化している。これらは、「キリスト教的人間観に基づいて人間を全人的に理解し、生命の尊厳を尊重できる豊かな人間性を養う」、「看護専門職者として対象者を取り巻く環境への働きかけに必要な環境と健康との関わりを理解する能力を養う」、「看護専門職者に不可欠な倫理的態度として、倫理に基づいて対象者を擁護する能力を養う」、「多様な健康レベルにある人々の健康問題・課題に対し、必要な看護ケアを科学的根拠と論理的思考に基づいて実践する能力を養う」、「ヘルスケアシステムにおいて看護職の役割・機能を認識し、多職種間で目標を共有して連携・協働する能力を養う」、「国際的な視野と（グローバルな視点から）多様な環境下で生きる人々への視点を持ち、看護専門職の立場から社会や他者に貢献する能力・態度を養う」、「社会の変化に応じて人々の健康と看護学の発展に寄与するため、生涯にわたり専門職者として研鑽し続ける能力を養う」（資料38）ことであり、教育目的と教育目標は連関している。

実地調査において、教員は、「自分を見つめる内省性」を重視し授業を実施していること、学生も「キリスト教的人間観に基づいた内省力」や「隣人愛」を授業や臨地実習で心がけ、理解が深まっている説明が例示され、理念と教育目的、教育目標の連関と一貫性が認められる。

1-2. 看護学学士課程のディプロマ・ポリシー等

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

看護学科のディプロマ・ポリシーは、キリスト教的人間観に基づき設定されている。人々の健康生活の保持・増進、健康の回復あるいは平和な死へ向けて、人間性豊かな専門職者として生活援助を自律して実践する力を身に付け、既定の要件を満たした学生に学士（看護学）を授与すると定められている（資料17）。教育目標は、ディプロマ・ポリシーに対応する7項目が設定され、関連が明確である。また、卒業時のみならず、学年ごとにディプロマ・ポリシーの到達度がカリキュラム・ルーブリックとして学生にわかりやすく示さ

れ（資料 17）、社会人基礎力や学修への取組み、教育課程の編成・学生生活支援の項目とともに各学年の終了時に「学生による到達度評価アンケート」が実施されている（資料 114）。その結果は学年ごとにまとめられ、学生の目標の達成状況や学修への取組み等に関して評価し、前年度の結果と比較し考察している。

しかし一方で、教育目標およびディプロマ・ポリシーの見直しと検討を行った 2020 年度カリキュラムの評価は、これから取り組む課題として示された（自己点検・評価報告書）。新たな委員会を発足し（資料 41、42）、アセスメント・ポリシーに基づき学修成果を可視化する取組みの計画を立案しているところであるため、着実な実施が期待される。

1-3. 看護学学士課程のカリキュラム・ポリシーと教育課程の枠組み

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

看護学科の教育課程として、「キリスト教を基盤とした人間教育科目群」「教養教育科目群」「専門教育科目群」「統合発展科目群」の 4 つから構成されており、系統立てて学びが深まる構成となっている。科目の学年配置、前提科目についても適切に設定されている。

これらの関連は、履修要項で、カリキュラム・ポリシー、カリキュラム・ルーブリック、年次と各科目群の配置を示す構成図、カリキュラム・マップとして網羅され（資料 17）、整備されている。これらから専門関連科目と専門科目の連携について確認できる。

初年次教育において「化学」を必修科目とし、能力別クラス編成（資料 24）や入学前教育を実施しており、看護学を学ぶための基礎的知識の習得に配慮をしている。また、「人間形成とキャリアデザイン I～IV」を各学年に設定し、大学での学びの心構えに始まり、学生自身のアイデンティティの確認と学修の位置づけを明確にしながら将来設計を考えることを助ける内容となっており、科目の配置の適切性を担保している（資料 17）。

また、高大連携においては、体系的な実施を今後の課題としているが、現時点で連携の取組みが具体的に計画されている（追加資料 1）ことから、着実な実行が期待される。

1-4. 意思決定組織への参画

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

法人の運営組織として、理事会、評議員会、教育研究評議会があり、各組織の規程によって、所掌や構成員が定められている（資料 1、5、44、45）。また、看護学教育の責任者である看護学科長は、学科業務を掌理することが管理運営組織規程で明記されており（資料 44）、看護学教育プログラムの決定権を持つ教育研究評議会の構成員である（資料 45）。看護学科長は理事会の構成員ではないが、学長補佐（自己点検・評価報告書、資料 47）であり、理事会への議題提出は学長を通じて可能である。これらから、看護学教育の長である看護学科長の意思決定組織への参画が認められる。

学科長の選考については、自己点検・評価報告書からはその選考基準が明確ではなかった。しかし、実地調査における追加資料から、規程改定が重ねられ、選考基準が明確になっていることが確認できた。

評価基準 2 教育課程における教育・学修活動

2-1. 教育内容と目標・評価方法

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと整合性のある教育内容を構成するよう、毎年度シラバス作成要領の内容を審議し、内容の点検・更新を行っている（回答書、追加資料 3）。シラバス作成要領には、チェックリストが含まれており、シラバス作成における重要な点の見落としを防ぐ工夫がされている。

ディプロマ・ポリシーの 7 つの能力については、科目ごとに身につける能力要素を重み付けしてシラバスに明示しているとともに、科目の開始時にその科目での教授内容とディプロマ・ポリシーとのつながりを説明している。

キリスト教を基盤とした看護学教育を行う大学としての伝統があり、カリキュラム・ポリシーのもと「キリスト教を基盤とした人間教育科目群」をはじめとした 4 つの科目群に分けられている。ディプロマ・ポリシーを具現化するためのカリキュラム編成を行っており、カリキュラム・マップにてそれぞれの科目がどの科目群に属している科目か確認できる。

シラバスには、各科目の到達目標、評価方法、課題に対するフィードバックの方法、評価方法が明示されており（資料 27、追加資料 2）、研究結果や社会の変化に応じた教育内容を取り入れた授業が実践されている（資料 60、61、追加資料 9、10）。

評価のフィードバックについては、科目の特徴に応じてレポート返却や模範解答の提供や解説、得点の公開といった複数の方法が用いられており、最終評価は学内の LMS（Learning Management System, 学習管理システム）にて学生に通知されている。成績について異議がある場合、学生は担当教員に申し立て、非常勤講師の担当科目の場合は学務課に申し出る。さらに不服がある場合には申出書により教務委員会に申し出ることができる仕組みがあり、履修要項（資料 17）に明記されている。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに呼応する教育内容の整備、社会の変化に応じた教育内容の改善、実践、成績評価に至る一連の流れを教員および学生が理解し活用できる仕組みは、適切に整備されている。

2-2. 教員組織と教員の能力の確保

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

教員組織は 7 専門領域の構成に教授、准教授、講師、助教を配し、教員数は 32 名（特任教授 3 名含む）を確保し（基礎データ 4）、実習科目では専任教員以外に非常勤の実習指導教員が担当する等、十分な指導体制を組んでおり、適切に配置されている（資料 50、51）。教員の採用および昇任については、選考委員会を組織し、規程に沿って実施されており、その仕組みが明文化されている（資料 3、52）。

学内 FD 活動に加え、学外での研修に参加する機会が保障されていること、2023 年度から「助教の会」が組織され、若手教員のピアサポートの仕組みがある等、自己研鑽の機会が担保されている（資料 54）。研修日制度により、週一日の取得が認められており、各自の研究推進だけでなく、専門看護師資格を有する教員は、その活動に充てることもできる仕組みがある。完全な取得は難しいながらも、教員相互に調整・協力しながら取得を目指していることが示されている（資料 59）。さらに、就業規程で進学を保障し、博士後期課程に在学する教員が実際にいることから、研究能力の向上のための環境を整えている（資

料 55)。

他大学と連携した公開講座の開催、地域および他大学と地域連携協定を締結した連携事業等、組織的、積極的な地域連携活動が展開されている(資料 62)。

2-3. 教育方法：学生が主体的に学ぶための種々の工夫

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

シラバス作成要領では、学生の主体的参加につながるアクティブラーニング実施への方向性が示されており、実施する場合は具体的内容を含むことを明記している。

学習の到達状況について、学生自らが取得単位状況や成績を学内 LMS から確認することができるようになっている。また、各学年に配置された「人間形成とキャリアデザインⅠ～Ⅳ」の科目において学生は、ポートフォリオの作成を通して、ディプロマ・ポリシーの到達へ向かう自己の成長や変化に気づき省察している(資料 64、65)。加えて、年に 2 回のポートフォリオに基づいた学生支援教員との個別面接により、さらに自己の成長や変化への気づきが促され、学生自身がディプロマ・ポリシーをより深く理解し、学習に臨めるような取組みとなっている。このことは建学の精神の一つである「自分自身を見つめる内省性」を育むことであり、教育実践に建学の精神が反映されている優れた取組みとして評価できる。

看護実習室は 5 か所あり、学生が看護技術の自主練習を希望した際に実施できるよう、平日はもとより基本的には土日祝日も開放している。年 2 回、実習室の機器・備品の点検とリネン交換、清掃を実習室系の教員と学生で協力して行い、いつでも自主練習が可能なように学修環境が整備されている。自主練習した学生が、終了後は各自で責任を持って清掃し片づけができるよう、チェックリストを活用するといった工夫がされている。針類等の危険物はロッカーに鍵をかけて保管されており(自己点検・評価報告書)、また物品の破損等があった際の担当教員の連絡先も明示してあり、トラブルもなく運用されている。各実習室の使い方は 1 年次に伝えるとともに、写真やイラスト入りでわかりやすい「看護実習室使用のしおり(資料 14)」として配布している。学生と教員が実習室の整備を行い、整理整頓しながら使用するという風土が代々引き継がれている(回答書)。学生が主体的に実習室を活用できるようオリエンテーションされ、土日祝日も含め希望した時に自主練習できるよう物理的環境も整えられており、効果的に運用されていることは優れた取組みといえる。

図書館(資料 37、75)、マリアホール内のラーニング・コモンズ等には学生が自己学習やグループ学習といった用途に応じて使用することができる設備が整っており、学生が学内 LMS を通して使用状況を確認できる仕組みも整備されている。なお、図書館は、学科の特性上、長期にわたる学外実習が多く、遠方の実習先の場合は平日大学に戻れないため、土日祝日も開館されている(回答書)。平日に比し利用者数が少なくても、学生が主体的に学ぶことができるよう、資料や設備の整った学修環境の提供を続けていることは優れた取組みと評価できる。

2-4. 臨地実習

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

医療機関との関係強化を図るため、2020年度に医療法人グループとの包括連携協定を締結するといった医療機関との関係強化を図っており、2023年度は140以上の実習機関と実習に関する契約を取り交わしている。臨地実習中は1グループ4～6名の学生に対し、常勤教員、あるいは採用基準(資料77)に適合した非常勤の実習指導教員を1名配置している。臨床指導者と教員の役割は臨地実習指導要領(資料11)に明記している。臨床教員の称号の付与(資料10)は、2024年4月1日からの施行であり、今後臨床教員の任用基準と臨床教員による実習指導の体制が着実に整えられることを期待する。

臨地実習施設との連携については、毎年4月に臨地実習管理者会議を実施するとともに、領域ごとに指導者会議が実施されている(資料79、80)。

実習におけるハラスメント等の防止については、大学のハラスメントガイドラインとして明記されていることに加えて、臨地実習ガイドブックにも学習者の権利としてハラスメントを受けた場合の対応方法を明記している(資料36、29-1)。さらに、実習オリエンテーション時の周知徹底と学生へのハラスメントの調査による実態把握に努めている(資料86)。実態把握後の対策も含め、今後の継続したハラスメントへの対応と予防の仕組みについてさらなる整備を期待する。

2-5. 教育課程展開に必要な経費

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

予算は学長を責任者として規程(資料87)に基づき編成されている。予算編成の審議・決定は、理事長、常務理事、事務局関係者等で構成される予算会議で行われ、そのプロセスで看護学科長はヒアリングを受ける体制がある。実習施設に支払う使用料は、単価が内規として定められ(資料91)看護学領域ごとに予算を要求する。大学全体の予算のマイナスシーリングが続くなか、実習にかかる費用は対象外とされ、必要な経費が確保されている。

教員が教育・研究に使用することができる教育研究費は職位や業績評価に応じて定められている(資料57)ほか、教員の教育能力開発のためのFD予算(資料8)が確保されている。

評価基準3 教育課程の評価と改革

3-1. 科目評価・教育課程評価と改善

評価の観点をおおむね充足しているが、一部に検討が望まれる事項がある。

2021年度にアセスメント・ポリシーを制定し、機関・教育課程・科目の各レベルで3つのポリシーに基づいた学修成果の評価を行っている(資料99)。加えて、文部科学省の看護学教育モデル・コア・カリキュラム等に基づき、2020・2022年度に教育課程の見直しが行われ(資料97、98)、教育目標、ディプロマ・ポリシー、科目の到達目標が学生にわかるように明示されている(資料17)。

授業評価アンケートを組織的に実施し、科目責任者からのコメントを公開している(資料105)。加えて、これらのデータを分析・集積し、課題を抽出する仕組みを作っている(資料108、109)。ただし、回収率が低い専門科目もあり(追加資料11)、一部の学生の意見のみが反映されている可能性が否めない。回収率の向上を目指し、すでに対策が取られてい

ることから、今後は着実な実施が期待される。

また、卒業前学生へのアンケートを実施し、学生生活を総括した満足度を調査している（資料 106）。収集したデータを基に、教学マネジメント委員会と IR 室が連携して教育の質改善につなげる活動がされており、今後も継続できるよう体制の整備が行われている（資料 107、追加資料 13～15）。

さらに、ディプロマ・ポリシー「グローバルな視点を持ち、社会や他者に貢献する能力」に対する学生の自己評価が、2 年次以降は低値であること等の検討課題について、IR 室による分析で指摘されている（追加資料 13）。その結果を活用し、今後よりよい教育内容となるための対策が期待される。

教育課程の構造の点検・評価については、2023 年 4 月に規程が整えられたカリキュラム委員会ならびに教学マネジメント委員会、そして内部質保証推進委員会で取り組み、成果を上げることが直近の課題と示されている（自己点検・評価報告書）ことから、着実な実行が期待される。

3-2. 卒業状況からの評価と改善

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

入学年次別の卒業、留年、休学、退学者について、進級判定および卒業判定の審議を行い、状況を組織的に把握し分析している。過去 5 年間の卒業率は 92.2%から 95.8%で平均 93.8%であった（基礎データ 12）。ディプロマ・ポリシーの到達度について各学年のレベルを学生にもわかるようにカリキュラム・ルーブリックとして明示しており、卒業時は達成度の評価が実施されている（資料 17、114）。

各学年に学生支援教員を複数配置し、学生の生活・健康・学修状況を把握し支援が行われており（資料 111）、留年・休学等の要支援学生の動向についてもタイムリーに把握され、対応が行われている。加えて、臨床心理士および公認心理師の資格を持つ学生相談員が常駐する学生相談室でも対応している（追加資料 16、17）。また、卒業生のうち看護師免許未取得者には、4 年次の学生支援担当教員が個別に対応し、翌年度に向けた準備計画の支援を続けている（資料 113）。

就職先は国公立病院や一般病院が多いが、訪問看護ステーションへの就職もある。加えて 20%程度が保健師、助産師や養護教諭を目指して大学院や専攻科等に進学しており、建学の精神およびディプロマ・ポリシーと合致している（資料 115）。

3-3. 雇用者・卒業生からの評価と改善

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

卒業生に対して「卒業・修了生対象就職状況調査」を毎年実施し、動向を把握し（資料 116）、卒業生の雇用先に対しても隔年で調査を行っている（資料 117）。いずれの調査も、教育プログラムを評価する設問の内容や回収率について改善の余地があるが、これらを認識し、組織的な活用につなげられるよう体制を構築中であることが示されており、IR 室や教学マネジメント委員会等、関係部署が連携して取り組む仕組みについて検討されている（資料 107）。

評価基準 4 入学者選抜

4-1. 看護学学士課程のアドミッション・ポリシー

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

アドミッション・ポリシーは、看護栄養学部として設定され、「本学の教育理念に関心をもち、本学での学修に意欲と熱意を持っている人」、「人間、いのち、健康、生活に対して関心をもち、職業を通して、人の役に立ちたいと思っている人」、「他者に関心をもち、あたたかい心でコミュニケーションがとれる人」、「基本的生活習慣が身に付いていて、自分自身の健康管理ができる人」、「入学後の学修に必要な基礎学力としての知識や技能、思考力・判断力・表現力を持っている人」、「自ら考え学修する意欲をもち、問題状況を的確に把握し、その解決に向けて主体的に行動できる人」の6項目であり、高校生や保護者、高等学校教諭に対して、わかりやすい平易な表現を用いている（資料 18、19）。ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーの関連性が説明され、明確である（自己点検・評価報告書）。

4-2. 看護学学士課程の入学試験とその改善

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

入学選抜試験は、学校推薦型選抜（指定校制・公募制）、社会人選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜があり、これらは、アドミッション・ポリシーに基づいた入試がなされており、すべての選抜試験において、個人面接試験が課されている（資料 18、19）。個人面接試験は、面接グループでの打ち合わせおよび点数化基準や質問例を掲載した書類（部外秘）を基に、公正性および公平性を担保している。

入試委員会によって、入試に携わった教職員に対して各入学選抜試験に関する質問紙調査が実施されており、入試に関する改善の意見聴取等、改善に取り組む姿勢は評価できる（資料 121）。また、入学生に対して入試広報室が「入試・広報アンケート」を実施し、入学試験の改善点について調査している（資料 119）。入学者選抜試験と入学後の学修状況等と合わせて分析する取組みは行われていない（自己点検・報告書）ため、今後分析・検証することが望まれる。

IV. 提言

「長所・特色」

1. 各学年に配置されたキャリアデザイン科目におけるポートフォリオの作成により、学生は、自己の成長や変化に気づくことができる教育方法が工夫されている。加えて、年に2回のポートフォリオに基づいた学生支援教員との個別面接を通して、さらに自己の成長や変化への気づきが促され、学生自身がディプロマ・ポリシーをより深く理解し、学習に臨めるような取組みとなっている。このことは建学の精神の一つである「自分自身を見つめる内省性」を育むことであり、教育実践に建学の精神が反映されている優れた取組みとして評価できる。

2. 看護実習室の整備は教員と学生が協力して行い、日頃から整理整頓しながら使用するという土壌がある中、看護実習室を平日に加え土日祝日も開放し、学生が希望した時に看護技術の自主練習をできるよう環境が整えられていることは優れた取組みといえる。また、長期にわたる学外実習や遠方での実習のために平日大学に戻れない学生に配慮し、図書館は土日も開館されている。このように、学生が主体的に学ぶことができるよう、資料や設備の整った学修環境の提供を続けていることは優れた取組みと評価できる。

「検討課題」

なし

「改善勧告」

なし

以上